

前回から継続審議とした苦情事案等3件の検討結果について

	No.	局所	苦情内容等	検討結果
苦情	1	茨城	海上保安庁の指定講習である警戒船講習会は、海上保安庁自らが行う講習会と民間団体が行う講習会があり、主催者によって講習会の受講料にばらつきがみられる。 海上保安庁の講習でありながら、受講料にばらつきがみられるのはおかしいのではないか。	海上保安庁に対し受講料を含めた警戒船講習会の開催方法について抜本的な見直しを行う必要がある旨あっせんすることとしたい。
意見	2	東京	看護師資格を取得するため、高等技能訓練促進費等事業を利用し看護学校に入学したが、入学後病気になり半年間休学を余儀なくされ、この休学により卒業が1年遅れとなった。 高等技能訓練促進費は、休学中は支給されない運用となっており、延長期間分も支給できないと言われた。 しかし、本人の意に反し休学を余儀なくされた者が資格取得を諦めてしまうおそれもあるため、休学による期間延長部分の高等技能訓練促進費を支給してほしい。	厚生労働省では、休学により修業期間が延長となった場合、復学時の資格取得の意欲等を勘案し、当初決定した月数を上限として延長期間での支給は可能であるとの見解であるが、各自治体の中にはその見解を十分認識した上で支給の可否を判断していない自治体もみられた。 このことから、厚生労働省に対し、同省の見解を改めて各自治体に周知するようあっせんすることとしたい。
	3	群馬	四輪自動車のライトの点灯は、道路交通法等でトンネル内、濃霧等一定の条件のもとで点灯を行うこととされているが、さらに昼間におけるライトの点灯を義務付けることで交通事故の大幅な減少を図れるのではないか。欧米各国では法制化されているところも多いと聞く。	これまでの推進会議での審議を踏まえ、現在、群馬行政評価事務所において、群馬県公安委員会との間で、交通安全の一環として、群馬県における薄暮時等の自動車の早期のライト点灯を一層推進する必要がないか調整中であることを説明した。